

業務実施計画

1. 商号	
2. 為替取引により移動させる資金の額の上限額	百万円
3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法	別添1のとおり
4. 為替取引に係る業務の提供方法	別添2のとおり
5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域	別添3のとおり
6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項	別添4のとおり
7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項	別添5のとおり
8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針	別添6のとおり
9. その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項	別添7のとおり

(記載上の注意)

「為替取引により移動させる資金の額の上限額」に関する参考書類として、第6条第8号及び第10号に掲げる書面を添付すること。

(別添1)

3. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

- ・ システムの設置場所

- ・ バックアップシステムの有無及び設置場所

- ・ バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、資金移動業者が管理する各システム(取引システム、顧客管理システム及び社内システム等)の関係性と、連携先(銀行、クレジットカード会社及び店舗等)との接続関係の概要についても記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
4. 為替取引を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(別添2)

4. 為替取引に係る業務の提供方法

(1) 為替取引の種類等、提供方法

(2) 為替取引に係る指図の受付方法

(3) 為替取引に係る資金の受入方法

--

(4) 業務受託者等への送金情報の伝達方法

--

(5) 為替取引に係る資金の払出方法

--

(記載上の注意)

1. 「為替取引の種類等、提供方法」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、インターネットを利用して提供するか否かにつき記載すること。電子決済手段を発行する場合には、発行する電子決済手段の単位(外貨建ての電子決済手段を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類)、主な用途、保有又は移転の仕組み(保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。)、内在するリスク、償還に要する期間等を併せて記載すること。
2. 「為替取引に係る指図の受付方法」は、指図の受付方法(インターネット及び店頭等)を記載し、法第51条の2の規定の観点から為替取引に係る指図を受付するか否かを確認する方法、利用者に対し組戻しが生じた場合の返金方法を確認する方法についても記載すること。
3. 「為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法(口座振込等)及び分割入金可否を記載し、為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理についても記載すること。
4. 「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法(送金システムへの入力等)を記載すること。
5. 「為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法(口座振込等)を記載すること。
6. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
7. 「為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(6) 資金移動の概要図

--

(記載上の注意)

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供(送金情報等の伝達を含む。)並びに資金移動の形態を图示すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。

(別添3)

5. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域

(記載上の注意)

1. 為替取引による資金の移動が生じる国及び地域の範囲を全て記載すること。
2. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

(別添4)

6. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理(管理体制)

(2) 取引時確認の措置

(記載上の注意)

1. 「経営管理(管理体制)」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制(部署又は役職等)について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

4. 「経営管理(管理体制)」及び「取引時確認の措置」に記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を提出すること。

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

(1) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法

--

(2) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行に関し、適正かつ確実に実施するための体制

--

(3) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法

--

(4) 利用者資金の滞留の禁止に関する監視に関し、適正かつ確実に実施するための体制

--

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

--

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。
 - (1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置
 - (2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置
 - (3) 他の利用者から資金を受け取る場合に資金の滞留が生じないための措置
 - (4) その他利用者資金の滞留を防止するための措置

2. 「利用者資金の滞留の禁止に関する監視方法」は、「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」に記載した措置の運用状況に係る監視方法について記載すること。
3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」は、第32条の2第2項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。
4. 資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごと(電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと)に記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に記載した期間の内訳(必要な事務処理の内容及び事務処理期間)を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。
6. 3. に関し、「資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される当該事由及び当該事由が生じた場合の対処方針を記載した書面を添付すること。
7. 「法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」(「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を除く。)に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(別添6)

8. 為替取引に関する事故その他の資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す事態が発生した場合等の対応に関する方針

(1) 為替取引に関する事故が発生した場合

--

(2) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合

--

(3) 送金資金に不足が生じた場合

--

(記載上の注意)

1. 「為替取引に関する事故」とは、システム障害等(システム障害やサイバーセキュリティ事案)の発生や誤った為替取引(例えば、資金の移動先の誤りや二重送金等)が発生した場合等をいい、「為替取引に関する事故が発生した場合」は、資金移動業者が行う為替取引の内容に応じ、発生するおそれがある為替取引に関する事故の事由ごとに、以下の内容を記載すること。

- (1) 利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
2. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」は、以下の内容を記載すること。
- (1) 資金移動業の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者への損失の補償の有無
 - (2) (1)の補償が「有」の場合には、その補償の内容(補償の要件がある場合には、当該要件を含む。)及び補償手続の内容
 - (3) (1)の損失について損失の補償以外に対応を行う場合には、その内容
 - (4) (1)から(3)までの内容を実施するための態勢
3. 「送金資金に不足が生じた場合」は、為替取引の依頼が集中したこと等により、利用者への送金資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保されないおそれが生じた場合において、当該為替取引の履行を確保するための対応(実施するための態勢を含む。)を記載すること。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。
5. 「利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われた場合」及び「送金資金に不足が生じた場合」に記載した事項を定めた社内規則等を添付すること。

(別添7)

9. その他第一種資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するための重要な事項

--

(記載上の注意)

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。